平成２６年（フ）第１４９号
広島県東広島市西条西本町４番38―101号
フィネス渡辺
債務者　前田　幸裕
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８０号
広島市東区戸坂大上１丁目２番25―202号
債務者　小玉美智子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７号
北海道様似郡様似町西町101番地の５
債務者　腰山　雄祐
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
秋田県山本郡三種町鵜川字東本田41番地１
八竜東住宅３―２号
債務者　清水　律男
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第１６号
秋田県山本郡三種町鵜川字東本田41番地１
八竜東住宅３―２号
債務者　清水　英子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第３９号
山梨県甲府市南口町４番12号　南口マンション301号
債務者　川又　広法
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
山梨県甲府市城東５丁目10番７号
債務者　塩澤志津子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
山梨県笛吹市石和町唐柏316番地６
債務者　安住　剛
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
長野県松本市寿台３丁目11番Ｃ―24号　市営住宅
債務者　津地　功
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１７号
大分市大字中判田1522番地の１
債務者　渡部　一郎
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５０号
名古屋市北区西味鋺４丁目508番地　西あじま荘４棟208号
債務者　楠井　安子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４号
北海道苫小牧市花園町２丁目10番33―６号
債務者　阿部　京子（旧姓青塚）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第７４号
石川県河北郡内灘町字旭ケ丘146番地１　旭ケ丘ガーデンハイツ706号、従前の住所大阪市福島区海老江８丁目６番21号
債務者　新淀川温泉こと　三川　秀二
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７５号
石川県河北郡内灘町字旭ケ丘146番地１　旭ケ丘ガーデンハイツ706号、従前の住所大阪市福島区海老江８丁目６番21号
債務者　三川満里子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２３４号
名古屋市中村区名駅南５丁目９番３号　セブンデイズなごや、従前の住所名古屋市中村区草薙町１丁目89番地の２　くさなぎの里204号
債務者　加藤　忍
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９７号
名古屋市熱田区二番２丁目26番１―216号
二番荘
債務者　水本　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部